

災害時における段ボール製品の調達に関する協定

徳 島 県

西日本段ボール工業組合

災害時における段ボール製品の調達に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と西日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾等）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、文書により乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たす者を選定する。

- （1）被災地の最寄りの場所に事業所を有する者
- （2）生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有している者
- （3）甲の要請に優先的に対応することが可能な者

3 乙は、前項に基づき選定した組合員から承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- （1）組合員の名称、所在地
- （2）連絡窓口、連絡方法
- （3）物資の種類、数量、提供可能時期
- （4）その他必要な事項

4 乙から前項の連絡を受けた後、甲は、前項の承諾をした乙の組合員（以下「丙」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製間仕切り、段ボール製シート
- （3）段ボール製簡易トイレ
- （4）その他乙又は丙の取扱商品

（物資の引渡し）

第4条 丙は、甲の指定する場所に物資を運搬し、引き渡すものとする。ただし、丙による運搬が困難な場合は、物資の運搬方法及び引渡場所等を甲乙丙協議の上決定するものとする。

2 甲は、物資の引渡場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領するものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（経費の負担）

第5条 甲は、調達した物資の代金及び運搬に要した経費を負担する。なお、経費の算出については、災害発生直前の価格を基準として、甲丙協議の上決定するものとする。

2 甲は丙に対し、前項の経費を、丙からの適正な請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。なお、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(情報の共有等)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、平時から必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 乙は、本協定の趣旨及び手続き等について、乙の組合員の理解を深めるよう努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、甲又は乙が別に締結する若しくは既に締結している協定、契約等を妨げるものではない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも協定の終了について申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるときは、この協定を解除することができる。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙が署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。また、乙の組合員はこの協定の写しを所持する。

平成28年10月19日

甲 徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 大阪府大阪市中央区森之宮中央一丁目16番16号

西日本段ボール工業組合

理事長 大 坪 清